

目次

第1章 総則

第2章 役員

第3章 会議

第4章 役員会

第5章 会計

第6章 雑則

附則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は三重大学工学部同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、三重大学工学部内に置く。必要に応じ地方支部を設けることができる。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、教養を高めるとともに工学部の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 本会は下記の会員をもって組織する。

- (1) 工学部及び大学院工学研究科 在学生・卒業生・修了・満了生

(事業)

第5条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡および互助
- (2) 会誌の発行及び会員名簿の整理
- (3) 福利厚生、教育・研究・就職支援
- (4) 三重大学工学部・大学院工学研究科に関わる事業活動の連携協力
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 役員

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干～20 名程度まで
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名
- (6) 顧問 若干名

(役員の任務)

第7条 会長は、本会の代表者として会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 幹事は、会務を行う。

4 会計は、予算配分、予算執行及び会計報告を行う。

5 監査は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

6 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の選出)

第8条 顧問以外の役員は、会員のうちから総会にて選出する。

2 顧問は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 役員が欠けた場合の補欠は役員会にて選出する。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の任期は前任の残任期間とする。

(役員の解任)

第10条 本会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、当該役員を解任するこ

とができる。この場合において、本会は当該総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨書面をもって通知し、かつ、当該役員が希望したときは、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第3章 会議

(会議の種別)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

第12条 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 総会は、代議員制とする。代議員は、役員及び学部入学年度ごと(編入学者、大学院に入学した者も本学の対応する学部入学年度に含む)に1名選出する。ただし、合理的な範囲で選出ができた代議員数をもって代議員の総数とする。

3 総会には代議員以外の会員もオブザーバとして参加することができる。オブザーバも議長が認めれば発言することができるが、議決権はないものとする。

4 総会は、代議員の過半数(委任状による出席を含む)が出席しなければ会議を開くことができない。

5 通常総会は、毎年会計年度終了後、概ね3か月以内に開催する。

6 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代議員の2分の1以上の請求があったとき
- (2) 第7条第5項第3号の規定により監査が招集したとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

7 第4項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、代議員を招集せず、書面による会議を開催し、書面により決議することができる。

(代議員)

第13条 代議員の選出は当該年度の会員の互選による。

2 代議員の任期は、選任された年度の通常総会から次の年度の通常総会までの1年とする。ただし、代議員が欠けた場合における補欠の代議員の任期は、前任の残任期間とする。

3 代議員は、再任を妨げない。

(総会の議事)

第14条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 会則に関する事項
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の議事録)

第16条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席代議員数(委任状による出席を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名押印(署名のみでも可)をしなければならない。

3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(議事録の閲覧)

第17条 会員が、前条の議事録の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

第4章 役員会

(役員会)

第18条 役員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 役員会は監査・顧問を除く役員をもって構成する。ただし、会長が必要とするときはこの限りでない。

3 役員会は、会長が必要と認める場合又は役員の2分の1以上の請求があった場合に、開催するものとする。

4 役員会は、役員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

5 第3項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、役員を招集せず、書面による会議を開催し、書面により決議することができる。

(役員会の議事)

第19条 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれに充てる。

(会費)

第22条 会費の額及び納入時期については、別に定める。

(会計年度)

第23条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第24条 監査は、本会の会計年度が終了したとき又は会計事務が終了したときは、速やかに会計監査を行うものとする。

第6章 雑則

(その他)

第25条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附則

1 この会則は2026年10月1日から施行する。